

環創環評第367号

平成31年 3月15日

合同会社K R F 48

代表社員 一般社団法人カリスト

職務執行者 石本 忠次 様

横浜市長 林 文子

(仮称) みなとみらい21中央地区37街区開発計画に係る
第2分類事業の判定について (通知)

平成31年1月18日に、横浜市環境影響評価条例第15条第1項の規定により届出のあった第2分類事業につきましては、事業の内容及び周辺地域の状況等を、横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項の規定に基づいて判定した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められます。よって、今後、同条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行う必要はありません。

なお、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、事業の実施にあたっては、横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努めてください。

担当 環境創造局環境影響評価課

芳川、竹ノ下

電話 : 045-671-4101

FAX : 045-663-7831